

会 則

2015年（平成27年）9月27日 制定

2015年（平成27年）11月17日 改正

2015年（平成27年）12月 6日 改正

伊豆 ユネスコ クラブ

伊豆 ユネスコ クラブ会則

第1章 総 則

第1条 (名称)

本会は「伊豆 ユネスコ クラブ」と称する。

第2条 (事務所)

本会の事務所は静岡県賀茂郡南伊豆町加納1 2 3 2番地に置く。

第3条 (目的)

本会は、UNESCO 憲章の精神に基づき、日本ユネスコ協会連盟と協働し、ボランティア活動を通して、よりよい社会づくりに貢献しうる人格の形成をはかるとともに、世界の平和と人類の福祉に寄与することを目的とする。

第4条 (活動方針と事業)

本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- (1) UNESCO 精神の理解と普及をはかるための事業
- (2) 公益社団法人日本ユネスコ協会連盟推進事業への協力・協働
- (3) 青少年育成および学校(ユネスコスクール)への協力・支援事業
- (4) 国際理解教育・国際交流活動をはかるための事業
- (5) 自然環境の保護、再生および持続推進をはかるための事業
- (6) 平和の共生文化の普及促進をはかるための事業
- (7) 基本的人権の理解と実践に寄与する事業
- (8) 青少年の目標達成の支援するための事業
- (9) 世界から飢餓を撲滅させるための食育事業
- (10) 伝承文化を支援するための教育事業
- (11) 食育事業を通じて、自然と生命の不可分不可同の体験をはかる事業
- (12) 知育・徳育・体育の調和をはかる哲学の普及をはかる事業
- (13) その他、上記に関連する事業。

第2章 会 員

第5条 (会員)

1. 本会の目的に賛同し、その事業に積極的に参加し、所定の会費を負担する個人会員および幹事会員をもって民法上の正会員(選挙権および被選挙権を有する)とする。
2. 会員たる資格は、人種・国籍・性別・信条・その他いかなる政治的・経済的・社会

的差異によっても奪われることはない。

3. 会員の種別は次のとおりとする。

(a) 準会員 年会費 1,200 円

18歳未満の児童学生、65歳以上の会費減免を求める者

(b) 一般会員 年会費 6,000 円

ユネスコ活動に賛同して頂ける全ての個人。

(c) 幹事（正）会員 年会費 30,000 円

満25歳以上で、伊豆ユネスコクラブの地域での具体的活動を責任者として担える個人

(d) 維持会員 年会費 50,000 円（一口以上何口でも）

伊豆ユネスコクラブの活動を支援、助成、後援、協働して頂ける企業団体。

3. 2 準会員・一般会員は登録制です。振込日が登録日になる。

幹事・維持会員は幹事会の入会承認を必要とする。

第6条 （会費）

1. 準会員、一般会員、幹事会員（正会員）、維持会員は、会費を負担する義務を負う。

2. 本会は公益社団法人日本ユネスコ協会連盟の「会費規程」を遵守する。

なお、準会員を含む全ての会員は、同連盟の構成団体会員として登録する。

第7条 （入会・退会）

本会への入会及び退会は幹事会の承認を必要とする。

第3章 役員および事務局

第8条 （役員）

1. 本会に次の役員をおく。

(a) 代表幹事 1名

(b) 副代表幹事（事務局長を含む） 若干名

(c) 幹事 10名以上

(d) 監事 2名以上

2. 必要な場合には、前項に記された役員以外に次の補佐役をおくことができる。

(a) 会長 1名

(b) 顧問 若干名

(c) 相談役 若干名

第9条 （役員を選出）

1. 幹事および監事は、総会において正会員、幹事会員の中から選出される。なお、選挙規定は別途定め、会員総会において三分の二以上の賛成で発効される。

2. 代表幹事、副代表幹事、幹事事務局長は、幹事の互選で選出する。
3. 会長、相談役、顧問は、代表幹事が推薦し幹事会の同意を得て代表幹事が委嘱する。

第10条 （役員の仕事）

1. 代表幹事は本会を統理し、代表する。
2. 副代表幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事に事故あるときは、あらかじめ定められた順序にしたがい、その仕事を代行する。
3. 幹事は幹事会を組織し、本会の運営、資金の管理等につき責任を負う。
4. 監事は本会の会計および業務に関し、監査の仕事をもち。

第11条 （役員、補佐役の任期）

1. 役員の仕事は2年とし、連続重任は最大3期までとする。
2. 補佐役の仕事は2年とする。

第12条 （事務局）

1. 本会に事務局を設け、事務局長および事務職員をおくことができる。
2. 事務局長および事務職員は幹事会の承認を得て、代表幹事が任免する。
3. 事務局に関する規定は幹事会において別に定める。

第4章 会議

第13条 （会議）

1. 本会の会議は総会、幹事会とし、いずれも代表幹事が招集し、議長には代表幹事があたる。
2. 総会は全正会員、幹事会は代表幹事および幹事をもって構成する。
3. 会議は、委任状を含め定数の3分の1以上の出席をえて成立する。
4. 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
5. 会議が行われた場合、如何なる場合においても議事録を作成し、議事内容の記録の正確性を担保するため、議事録の署名は、会議参加者の内から無作為抽出で2名が行う。
6. 代表幹事が、緊急性を認識した幹事会に限り、幹事の過半数の三分の二の参加を以てインターネット会議を有効として、議案の公示後、24時間の議決猶予時間を以て、参加幹事の過半数の承認で、幹事会決議と出来る。
但し、発言の電子記録の全てを議事録として残す。

第14条 （総会）

総会は年1回、4月から6月の間に開き、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画、事業報告の承認
- (2) 予算および決算の承認
- (3) 役員を選出、解任
- (4) 会則の変更
- (5) その他必要な事項

第15条 (臨時総会)

前条で定められた総会以外に、次の場合には臨時総会を開くことができる。

- (1) 代表幹事が必要と認めた場合
- (2) 幹事の過半数の要求があった場合
- (3) 正会員の3分の1の要求があった場合

前2項の場合、代表幹事は要求が文書で提出されてから20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第16条 (幹事会)

幹事会は年間4回以上開催し、次の事項を審議する。

- (1) 業務執行に関する事項
- (2) 補欠役員を選出
- (3) 入会者、退会者の承認
- (4) その他必要な事項

第5章 部会・専門委員会

第17条 (部会)

1. 事業活動上必要な場合は、幹事会の同意を得て特別委員会、地域委員会等の委員会、緊急の場合は代表幹事の意向で一期内の解散を前提とした特別プロジェクトを設けることができる。
2. 前項に関する細目は別に定める。

第6章 会計

第18条 (経費)

本会の経費は、会費、補助金、寄付金、事業収入による。

第19条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第7章 雑 則

第20条 （会則の変更）

本会則の変更は、会員の10分の1以上の発議により、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得て成立する。

第21条 （日本ユネスコ協会連盟および関係団体への加盟）

本会は公益社団法人日本ユネスコ協会連盟に構成団体会員として、また静岡県ユネスコ連絡協議会に加盟する。

第22条 （加盟後の義務）

本会は公益社団法人日本ユネスコ協会連盟が定める以下の事柄を遵守する。

- (1) 公益社団法人日本ユネスコ協会連盟および静岡県ユネスコ協議会の会費の納入。
- (2) 公益社団法人日本ユネスコ協会連盟への現在状況報告書の提出（加入退会変更届含）

第23条 （宗教・営利活動の禁止）

本会は特定の宗教活動、政治活動および営利活動は行わない。

付 則

1. 本会則は、公益社団法人日本ユネスコ協会連盟加盟の日である2015年(平成27年)11月7日より施行する。

